

新 農業協同組合法（第2版暫定補正版）正誤表

ページ・行	誤	正
16 ページ 8 行	・農業協同組合中央会	(削除)
35 ページ 9 行	① <u>財産目録・貸借対照表の作成・備置き</u>	① <u>貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨の公告</u>
39 ページ 28 行～31 行	「*平成 27 年法改正～（附則 51 条 3 項）。」	(削除)
41 ページ 17 行	申込みに対して組合が承諾の通知を発した時に、加入の効果が生じます（民 526 条 1 項）	(民法改正に伴う条番号等の訂正) 申込みに対して組合が承諾をしたときに、加入の効果が生じます（民 522 条）
42 ページ 26 行	農業経営基盤強化促進法 <u>32 条</u>	農業経営基盤強化促進法 <u>28 条</u>
50 ページ 29 行～51 ページ 10 行	「2. 回転出資金を出資する義務」に関する記述	(削除)
64 ページ 27 行	⑧組合・ <u>農業協同組合中央会</u> への加入、	⑧組合への加入、
65 ページ 1 行	(66 条 1 項)	(66 条 1 項、 <u>66 条 2 項</u> →46 条)
67 ページ 下から 4 行	ただし下記①～⑥	ただし下記①～⑧
74 ページ 17 行～75 ページ 1 行	「(2) 全国農業協同組合中央会の意見陳述義務」に関する記述	(削除)
89 ページ 18 行	経営管理委員設置組合では、理事の積極的資格について定めはありません。	経営管理委員設置組合では、理事の積極的資格について定めはありません。 <u>(改正法では理事の積極的資格が定められました〔新 30 条の 2 第 7 項〕)。</u>
89 ページ 23 行	→新 30 条 12 項・13 項)。	→新 30 条 12 項・13 項、 <u>新 30 条の 2 第 7 項〔経営管理委員設置組合の理事〕)。</u>
89 ページ 30 行	[理事関係]	[<u>経営管理委員設置組合以外の</u> 理事関係]

90 ページ 16行の次の行 に追加	(追加)	<u>〔経営管理委員設置組合の理事関係〕</u> 30条の2第7項 <u>経営管理委員設置組合の理事は、農畜産物の販売その他の当該経営管理委員設置組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。</u>
132 ページ 11行	第10条	<u>(文頭1字下げ)</u> 第10条
132 ページ 29行	(追加)	なお、平成27年農協法改正で経営管理委員設置組合にあつては、 <u>監事の互選によって監事の中から特に理事会に出席する監事を定めることができるとされました(35条の5第5項で読み替えて準用する会社法383条1項ただし書き)。</u>
ページ・行	誤	正
135 ページ 14行	規定は(旧42条)、	規定(旧42条)は、
139 ページ 25～26行	<u>経営管理委員会</u> の終了の時	<u>通常総会</u> の終了の時
139 ページ 21行～26行	「ただし附則第6条に経過措置が・・・適用しないとされています。」	(削除)
163～164 ページ	「第3節 回転出資金」に関する記述	(削除)
178 ページ 16行	<u>貸借対照表</u> に関する事項として農林水産省令で定めるもの	<u>当該出資組合の計算書類</u> に関する事項として農林水産省令で定めるもの <u>(財産目録または貸借対照表)</u>
178 ページ 17行	→49条2項)。	→49条2項 <u>〔則180条〕</u> 。
194 ページ 7～8行	清算人は競業避止義務を負います(72条の2の2→42条)。	(削除) <旧法の条文の規定の削除漏れ>